

「JR新神戸駅における登山支援事業の拠点整備及び運営業務」質問・回答

質問NO.	項目	質問	回答
1	現地状況	拠点の現状についてご教示願います。（天井、壁、床、給排水・ガス・電気・照明・電話回線など）	JR新神戸駅南東角にある指定場所の現状のとおり。 ・電源：エスカレーター横に1箇所設置予定です。 ・電話回線：引いていません。 ・インターネット回線：引いていません。 ・ガス：引いていません。
2	現地状況	電源のワット数は、PCを使用できる程度のものか。	現地において、過去にモニターディスプレイ及びPCを同時利用していた実績がありますので、ご参考ください。
3	現地状況	密閉した壁面を設けることは可能か。	消防法・建築基準法その他各法令に合致する形であれば可能です。
4	現地状況	壁や天井へのビス打ちは可能か。	可能ですが、原状回復があまりに困難なものはお控えください。
5	現地状況	南側窓面の内側に登山支援拠点のPR等を貼付け・設置し、外側から見えるようにすることは可能か。	可能です。
6	現地状況	JR新神戸駅2階に登山支援拠点のPRを掲示することはできるか。	市が実施予定です。
7	整備工事	拠点整備工事は作業可能時間をご教示願います。	拠点整備工事計画については、市と協議し、駅利用者の通行・周辺店舗の営業の妨げにならない形で行っていただきます。通行等の妨げにならない資材搬出入等の作業を行う場合は、駅の開構時間外（0時から5時まで）に実施してください。
8	整備工事	工事騒音が出て大丈夫か。	騒音の出る工事は、駅利用者のない夜間帯でお願いします。
9	運営	拠点で水道、ガス、電気、電話等を使用する場合、当方が契約者になるのでしょうか。	各インフラの状況は質問NO.1の回答のとおりですが、例えば携帯電話等を契約される場合は、受託者が契約することとなります。
10	運営	拠点から排出するゴミ処理について手続きをご教示ください。	集積場所については駅構内のルールに則り、個別にごみ回収業者と契約していただきます。
11	運営	トイレはどこを利用できるか（運営及び工事スタッフ）。	JR新神戸駅2階西側にある駅トイレをご利用ください（一般の方もご利用されるトイレです）。
12	運営	駅店舗と競業するため、拠点で取扱不可な商品があればご教示願います（現時点で）。	仕様書に記載のとおり、登山支援拠点の機能の付加価値強化につながるものである必要があります。 実際は個別に実施の可否を判断しますが、例えば駅内他店舗と同じサービスを同じ形態で単に提供するものは、不可となる可能性が高くなります。

13	運営	登山支援拠点に配置するスタッフと統括責任者、または進行管理者との兼務は可能でしょうか？また、責任者・管理者は拠点に常駐する必要があるでしょうか。	(質問前段) 兼務可能です。 (質問後段) 常駐は不要ですが、緊急時等に連絡がつく体制を整備してください。
14	選定手続	現地の整備にあたっての制約(法令上の制約・駅舎利用上の制約)と選定評価の関係はどのようなものか。	公募段階で示している制約を遵守されているかどうかは、選定において考慮されます。 実際に選定後に整備するにあたり、さらに駅管理者等と協議しつつ細部を調整することがありますが、その場合は、選定された提案の趣旨を損なわない範囲で調整していただくこととなります。
15	選定手続	契約金額についての評価は、契約金額とその提案する事業規模で評価され、「①登山支援拠点の魅力・満足度」などに反映されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	その他	拠点を整備する際の事業者について、貴市の指定や条件等があればご教示願います。	公募資料に記載しているほかは、特にありません。
17	その他	契約終了後、拠点の現状復帰は必要でしょうか。	業務A「登山支援拠点の整備業務」において委託費で整備した部分(例:壁、カウンターなど)の所有権その他の権利は、市に帰属します。 契約終了時には、業務B「登山支援拠点の運営」または業務C「登山関連付加サービスの提供」において受託者がしつらえた部分(例:レジスター機、レンタル商品、簡易な飾りつけなど)のみを撤去・復旧し、業務A「登山支援拠点の整備業務」において整備した部分を残置していただきます。登山支援拠点自体は、令和6年度以降も引き続き運用する想定です(契約・運営形態は未定)。